

いわて木づかい住宅普及促進事業 のご案内

あなたの森を
いわての家へ

令和6年度いわて木づかい住宅普及促進事業（リフォーム）活用事例

県では、一定量以上の県産木材を使用する住宅のリフォーム・新築について支援する「いわて木づかい住宅普及促進事業」を行っております。

今年度からは、県産木材の使用面積に応じて補助をする要件を追加しており、リフォーム工事などで使いやすくなっております。

■対象者 ※詳しい要件は県林業振興課のホームページをご覧ください。

- ・県内に自ら居住するため、住宅を**リフォーム**する方
- ・県内に自ら居住するため、住宅を**新築・購入**する方

■補助金額

【基本額】

県産木材の使用量に応じて

構造材等の部分に使用 10㎡以上20㎡未満 又は

仕上材等の部分に使用 20㎡以上30㎡未満

10万円

構造材等の部分に使用 20㎡以上 又は

仕上材等の部分に使用 30㎡以上

15万円

【加算額】

① JAS材又は森林認証材を使用

要件：使用する県産木材の内、JAS材等の使用量50%以上

+ 5万円

② 18歳以下(高校生以下)の子どもがいる世帯

(妊婦がいる世帯も対象)

+ 10万円

③ 住みたい岩手の家づくり促進事業※併用可、下記参照

要件：「省エネ性能証明書」又は「バリアフリー性能証明書」の取得

+ 10又は20万円

いわて木づかい住宅普及促進事業に関する詳細な情報は右のQRコードからご確認ください。

岩手県のHP [トップページ](#) > [産業・雇用](#) > [林業](#) > [木材](#) > [いわて木づかい住宅普及促進事業（令和7年度）](#)

※住みたい岩手の家づくり促進事業について(詳細の問い合わせは岩手県県土整備部建築住宅課まで)

「省エネ」+「県産木材の活用」など、岩手らしさを備えた「岩手型住宅」の新築および性能向上リフォームを支援します。いわて木づかい住宅普及促進事業と併せて申請をお願いします。





県産アカマツのフローリング施工事例

いわての木は
優しいぬくもりに
あふれている



いわて木づかい住宅普及促進事業（リフォーム）活用事例

今年度から、県産木材の使用面積に応じて補助をする要件を追加しております。リフォーム工事で使いやすくなっておりますので、ぜひご活用ください。



フローリングの張替え改修



天井クロス仕上げを板張りへ改修

【例えば】

傷んだフローリングを20平方メートル（13畳程度）以上、県産木材で張り替える場合も補助（10万円～）の対象となります。

募集期間

令和7年5月8日（木）から受付開始

（令和7年4月1日以降に着工し、令和8年3月15日までに完成するものが対象となります。）
（「住みたい岩手の家づくり促進事業」の受付開始日は、別途、県HPでお知らせします。）

申請方法

郵送または持参により岩手県木材産業協同組合に提出してください。

○申請受付・申請書類に関するお問い合わせ
岩手県木材産業協同組合

TEL 019-624-2141（受付時間／平日9時～12時、13時～17時）
〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6（農林会館5階）
Email：gankiren@poppy.ocn.ne.jp

○補助制度に関するお問い合わせ
岩手県農林水産部 林業振興課

TEL 019-629-5773（受付時間／平日9時～12時、13時～17時）
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（県庁6階）
Email：AF0010@pref.iwate.jp

【留意事項】いわて木づかい住宅普及促進事業は次の補助制度と併用することはできません。
・市町村において実施する「森林環境譲与税」を財源とした住宅に対する補助（県産木材利用に係る補助に限る。）